

## 総括表（石巻広域都市計画区域区分の変更）（宮城県決定）

### 1 石巻広域都市計画区域区分の変更に関する基本方針

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約市街地の形成及び交通ネットワークの形成と、歩いて暮らせるまちづくりの実現
  - ・人口減少・超高齢社会の進展に対応するためには、コンパクトな都市が交通ネットワークで接続されたコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現と、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」の実現。
- ②移転元地や復興事業の有効活用により、交流人口・関係人口を拡大し地域活力を創出
  - ・移転元地及びその周辺を産業、観光、農業の各用途として有効活用し、交流人口の拡大を図る。
  - ・人口減少・超高齢社会においても地域コミュニティを維持していくため、住民主体のまちづくりに加えて、関係人口の増加や移住・定住への取り組みを促進し、新たなまちづくりの担い手確保を図る。
- ③頻発化・激甚化する災害にハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現
  - ・震災の記憶・伝承などのソフト対策を推進する。
  - ・頻発化・激甚化する水災害に対応するため、流域の様々な関係者が連携し「流域治水」の取組推進によるハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- ④富県躍進の実現に資する力強い産業の再生と創出
  - ・三陸縦貫自動車道を中心とした道路ネットワークを活かし、既存用地に加えて移転元地及びその周辺を中心とした新たな産業系土地利用を促進する。
  - ・国際拠点港湾である仙台塩釜港（石巻港区）や工業拠点等への企業誘致による産業の振興を図る。
  - ・産学官の連携による地域産業の高度化や新たな産業創出を図る。
- ⑤優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化
  - ・自然・歴史的資源の保全を図るとともに、これら資源を生かした観光・交流機能の強化として、観光客の受入環境の向上に資する都市基盤の充実と、訪れる国内外の人々の様々なテーマに対応する公民連携による取組を推進する。

### 2 今回見直しまでの経緯

昭和 4 5 年 1 2 月	当初決定
昭和 5 5 年 1 1 月	第 1 回見直し
昭和 6 2 年 1 0 月	第 2 回見直し
平成 7 年 6 月	第 3 回見直し
平成 1 5 年 6 月	第 4 回見直し
平成 2 2 年 5 月	第 5 回見直し
平成 2 8 年 5 月	第 6 回見直し
令和 元年 5 月	第 7 回見直し
令和 7 年 5 月	第 8 回見直し（予定）

### 3 変更の内容

#### (1) 人口

(単位：千人)

年次／人口	前回計画			今回計画		
	行政区域	都市計画区域	市街化区域	行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成 27 年	193.1	154.4	133.2	-	-	-
令和 2 年	-	-	-	185.7	150.7	125.0
令和 7 年	171.3	141.3	125.1 (0)	-	-	-
令和 12 年	-	-	-	163.8	133.4	110.7 (0.4)

( ) 内は、保留人口を示す。

#### (2) 面積及び人口密度

(単位：ha、人/ha)

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回追加面積	今回除外面積	差引き増減
72,120 ha	26,995 ha	4,443 ha	0 ha	2.6 ha	-2.6ha

変更後市街化区域	*1 保留された区域	*2 可住地人口密度
4,441 ha	0 ha	55.6(人/ha)

※1 特定保留面積のみを示す。

※2 令和 12 年の想定の数値を示す。

### 4 箇所別調書

#### (1) 市街化区域編入予定箇所

市町村名	地区名	面積	土地利用	編入理由
-	-	-	-	-

#### (2) 市街化調整区域編入予定箇所

市町村名	地区名	面積	土地利用	編入理由
女川町	大原	2.6	都市公園	現に市街化調整区域にある都市計画公園の一部とするため、市街化調整区域に編入するもの。

#### (3) 市街化区域が保留される箇所

市町村名	地区名	面積	土地利用	編入理由
-	-	-	-	-